

禁錮騒動再見 (二)

— 毛利家資料から見えてきたこと —

鈴木友和

(会員 兵庫県西宮市籠町)

はじめに

禁錮騒動は明治初期の佐伯で藩政改革に絡んでおきた一大政治事件とされている。⁽¹⁾ その一年前に始められた藩政改革に異議を唱え反対する若手士族九人(田中静衛・高橋貢・谷川豹・関守人・長谷川七十郎・阿南勇・高橋熊太・尾間捨藏・古川静藏)が、明治三年(一八七〇)十一月九日、一挙に捕縛・幽閉された。

筆者はその真相に迫るべく、前報において佐伯藩御用日記を解読・調査した結果、騒動当日は知藩事毛利高謙により極めて手際よく事が運ばれ、一党は一網打尽に幽閉された経緯が明らかになった。しかし意外なことに、その罪状は長州藩脱徒を潜伏させ金を与えたこと^(2, 8, 9)であつ

た。藩政改革への反対行動が全く問われなかったのは何故か、という大きな疑問が残った。

本報では、禁錮騒動が勃発する迄の一党の行動を毛利家資料により調査した結果を報告する。「毛利家資料調査報告書」⁽¹⁰⁾には、目録として禁錮騒動関連文書一三二点が収められている。先ず三章に亘り、それらを解読・読み下して調査した結果を述べ、最終章でまとめて考察を行なう。

禁錮騒動札問書

毛利家資料には「幽閉の面々へ連累札問書扣」と「幽閉連累札問書」(図1)の二点がある。前者は禁錮騒動に係った士族九人、里正・社人・百姓九人及び僧侶八人、合計二六人の供述が野紙に詳細に記されている。後者は一党九人の供述を問答形式で野紙に⁽¹¹⁾ごく簡潔にまとめたものである。札問は明治四年五月七日から順次行なわれ、札問書は同月二十日に長崎県巡察使御滞在所へ差出された。⁽¹²⁾

二史料はその控と後日日田県西海道鎮台分営より返却されたものである。これより先、佐伯藩は明治三年十二月に一党の札問書及び伺書を日田県並びに東京刑部省へ差出しているので、二史料はそれを補うものと考えられる。い

ずれも供述調書の類で、厳密に内容が公正であるとはい
い切れないが、複数の供述を照合しながら読めば、限定的
ながら充分有用な史料と考えられる。

数多くの供述から、一党が直接係った行動をまとめ
と、表のようになる。一党は突如幽閉される迄の短い期間
に、津久見浦を中心に北は鶴崎・大在から南は柏江村迄
の各所で、浪士を始め僧侶・里正・土族などと頻繁に係
っていたことが分る。そのきつかけになったと考えられ
る出会いについて、古川は次のように供述している。

当春剣術修業ノ為メ隣藩へ罷り越シ候節、府内藩音
羽屋ト申ス逆旅ニテ豊津藩隈村三木ト申ス人へ出
会、又杵築ニテ山口藩産物掛ノ人ト出会致シ候節、山
口藩脱隊以後諸藩動揺、不容易ノ時勢承り候、且十月
頃脱隊ノ者一挙ニ及ヒ候儀伝承仕り候。

幽閉連累糾問書

連累糾問書は、辛未五月十日長崎縣
沙生張巡査察使沙澤在所紀彈掛り差
付申渡候、不為於日田縣西海道録其
公二日ヨリ沙生下、相成候

図1. 幽閉連累糾問書の包紙

浪士が佐伯藩内へ初めて姿を現したのは明治三年六月
下旬(あるいは七月初旬)のことである。浪士小谷菊之進
(稲田徳次と同人物)・篠崎藤兵衛の兩名が毛利到^{いたる}(号
空桑^{くうそう}、一七九七〜一八八四。大分郡常行村生れ、教育者・
尊王攘夷論者^{いじ})の添書を持って津久見浦西教寺を訪れ
「内々ニテ暫時差置具候様相頼」んだが、この時点では一
党はまだ係りを持っていない。一党は閏十月一日に、初め
て「探索」のため長谷川・関・古川が藩には病氣と偽って
鶴崎に赴き、毛利到に面会した。また大在長光寺で長州藩
脱隊者の稲田徳次・浦庸介に出会い、資金援助を約束し
た。同月九日、田中・長谷川は一党を代表して右浪士に百
両を贈った。その後一党は浪士の隠匿工作と金策に奔走
する。少なくとも三人の浪士の宿泊先を探して夜間に船
で柏江村へ渡ったり、尾間宅の土蔵に匿ったりして献身
的に係っている。金策では僧侶・里正・社人が主な対象
となつたが、彼らに金の使途に関する説明が要るとは言
え、活動の機密まで漏洩してしまう腋の甘さも時に見ら
れた。例えば切畑村社人菅根は次のように供述している。

昨年閏十月廿七日頃(中略)古川静藏殿参り合七居
(中略)酔を醒シ候テ(中略)皇国ノ為メ藩ノ為メニ

係った相手及び用件	供 述 者
剣術修業先で偶 不穏な時勢を知る	本人
岡藩藩士2名に面会	小澤自徹
有終館からの帰路立ち寄る	津久見浦里正岩崎藤太郎・西教寺住職慶間
金策(居宅普請のためと称し三十両所望)	戸倉六郎兵衛
金策(尾間のため金札三十両借用)	戸倉六郎兵衛
鶴崎で毛利到に面会、又大在長光寺で両浪士(稲田・浦)に金子を贈る約束をする	関・古川
金策不調、暴言を吐く	西教寺住職
里生に岡藩藩士に面会して来るよう依頼	津久見浦里正・西教寺新発意教斎
上記の両浪士に金子百両を贈る	田中・高橋貢・関・長谷川
西教寺に両浪士の宿泊を依頼、また津久見浦里生に城下への案内を依頼	西教寺新発意・津久見浦里正
両浪士の宿泊を依頼	津久見浦百姓市左衛門・娘以志
両浪士の宿泊依頼と金策	谷川・古川・小澤・津久見浦里正
津久見浦里生に船の都合を尋ねる	津久見浦里正
両浪士を連れ戻り3日間潜匿	尾間・阿南勇・高橋熊太・小澤
高瀬悟に脱藩を強要、一札を取る	高瀬・阿南宗兵衛・関・阿南勇・高橋貢
三木力から血盟書を取る	三木力
黒田に鉄炮買入の問合せ及び金策	黒田省吾
金策(不調)	高橋熊太・古川
金策(鬨斗を付けて金札十両、右記の3人から贈られる)	大坂本村里生市之瀬平太郎・上野村里正出納源五郎倅信之丞・切畑村社人橋迫長遠弟菅根
金策	上野村里生倅
金策	切畑村社人菅根
西教寺新発意に対し、里生に同道して城下に来るよう依頼	西教寺新発意
早朝、津久見浦里生と面談	津久見浦百姓六兵衛倅梅太郎

表 糺問書より見た一党の行動の軌跡

年 月 日	一党の氏名	場 所
明治3年 春	古川	府内藩・杵築藩
2月末	尾間・古川	管内の旅宿
6月末	尾間	津久見浦里正宅・西教寺
8・9月頃	尾間	戸倉六郎兵衛宅
8・9月頃	高橋貢・谷川・古川	戸倉六郎兵衛宅
閏10月1日	長谷川・関・古川	鶴崎・大在長光寺
初	古川	臼杵蓮性寺
5日	長谷川・関	津久見浦里正宅
9日	田中・長谷川・古川	長光寺
20日	田中・長谷川・古川	西教寺
同日	田中・長谷川・古川	津久見浦百姓宅
21日	尾間・高橋貢・谷川・古川	柏江村酒造家儀平太宅
22日	長谷川	長谷川宅
同日	尾間・阿南・高橋貢 高橋熊太・谷川	尾間宅土蔵
23日	阿南・田中・関	阿南勇宅
同日	関を除く全員	高橋貢宅
24日	谷川を除く全員	管内松関
同 日	古川・高橋熊太	津久見浦
26日	古川	大坂本村里正・上野村里正宅
11月1日	阿南・古川	上野村里正俣宅
2日	古川	切畑村社人宅
初	長谷川・関	津久見浦里正宅
9日頃	長谷川	長谷川宅

旅行致シ候ニ付、平太郎・慎之丞・私三人ニテ金子
四五十兩世話致シ呉候様頼ミコレアリ候(中略)旅行
ハ何方へ参リ候哉と相尋ネ候処、津久見浦ヨリ船ニ
テ姫嶋ニ罷リ越シ候、右姫嶋ニハ諸藩ノ同志輩屯集
罷リ在リ候ニ付、此処ニ罷リ越シ大望コレアリ、詰リ
ハ夷人トチャンチャンイワスルデアラフト申ス、断ニ
御座候、甚疑シク存シ候ニ付、訴申出ルヘシと相考候
エ共、何方へ罷リ出候テ宜シカルヘシ哉計リ難ク御
坐候ニ付(中略)夜中来太郎(下野村里正染矢来太郎
・筆者注)方へ罷リ越シ、如何仕ルヘキ哉貴公ノ存寄
ヲ以テ然ルヘキ御役筋へ申上呉候様相頼ミ自訴仕リ
候儀ニ御坐候。

この際に書かれた古川の書簡二通が毛利家資料中に収められていることから、彼らが実際に自訴した可能性は高い。また津久見浦西教寺も一党を心よく思っていないかあったようだ。藩への口上書の中で、長谷川が「津久見方角ヲ徘徊仕リ候由ニ候え共、一切存し申サス候」と告げたり、山口参事・国矢藤左衛門・秋月新太郎らと面談したことを述べている。

その間にも一党は長州藩脱隊者及び近隣藩にあつて彼

らを支援する者の動向にも気を配らなければならなかった。長谷川は閏十月五日に津久見浦里正岩崎藤太郎(毛利到の門人)を岡藩へ赴かせて、赤座弥太郎・田近八郎から情報を探り、同月廿二日には出兵(長州藩攻撃)の場合に備え船の都合を問合せたりした。岩崎は一党が幽閉される直前の早朝にも長谷川宅を訪れている。

しかし遂に一党は浪士一挙の具体的情報入手できなかった。浪士からの期日等に関する連絡が西教寺に阻隔され遅れてしまったためだとする伝聞が収められている。

嘆願書

毛利家資料には「諸藩有志中」の名で差出された嘆願書が二通収められている。一通は明治三年十二月六日付、白杵藩境津久見村で浪士二人が百姓に手渡し、里正に届けて欲しいと依頼し立ち去ったもので、里正は同月十四日に藩庁へ差出している(図2)。写も一点収められている。もう一通は同月十二日朝、岡藩境因尾村で浪士四人が藩の一軽卒へ手渡し、そのまま立ち去ったもので、写が二点残されている。

前者では自らの信条を披瀝した上で、幽閉された一党を氣遣つて藩庁へ出向いたまま戻らない同志の釈放を懇

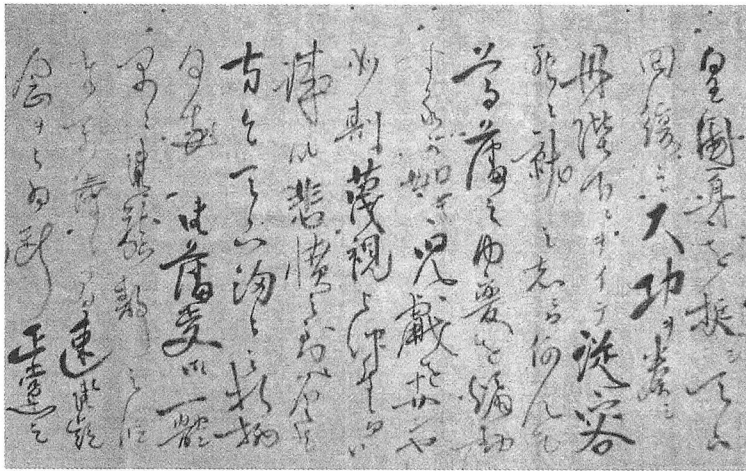


図2. 浪士からの嘆願書の一部

願している。その一部を引用すると、

吾等二おゐてハ皇国ノ為メ一身を挺シ天下回復ノ大功ヲ奏シ、丹陛下ニライテ從容死ニ就クノ志ニテ、何んそ尊藩ノ内変を煽動するか如キ兇戯をナサンヤ（中略）何卒御藩政御一體早々御鎮静ノ段万禱奉リ候間、速ニ御疑念ヲ断タセラレ、正党ノ幽閉差免セラレ候様吾等望ヲ以テ懇願奉リ候

後者では、彼らが一党と係りを持つに到つた経緯を次のように述べている。

既ニ山口藩ニオイテハ昨冬被髮脱刀ノ邪議ヲ立テ正邪両立シ、遂ニ鋒ヲ相交ルニ至ル、噫天未タ定ラサルカ、恢復ノ大欲遂ル事能ハスシテ一敗塗地、ソノ是非曲直照妖鏡ヲ見テコレヲ明スヘシ、是ヲ以テ當春二月下旬数百人一時脱走、航海暫ラク身ヲ僻遠ノ地ニ潜メ吾等ト俱ニ蟄虫タラント欲ス、故ニ過ル六月頃彼藩ノ士二三名相携 尊藩有志ノ徒ニ依リ伏匿セシメン事ヲ乞フ、然ル処速ニ吾忠誠ヲ感シ垂泣シテ諾ス。

また禁錮騒動に関しては、

當夏以來ノ内訌未タ定ラサルヲ以テ我等ト俱ニ尊藩

二不利ヲ謀ルノ疑惑ヲ生シ、其実ヲモ確得セスシテ
 過ル閏月下句敵ヲモ見スシテ妄リニ出兵セシトカ、
 何ソ恒憚ノ甚シキ、世伝以テコレヲ怪シム、蓋シ其起
 元ハ丹羽ノ倭堅岩崎藤太郎ヲ悪ム事（ココニ）年ア
 リ、故ニ大奸泥谷氏ト竊ニ謀リコトヲ通シ（中略）伏
 テ願ハ私ヲ去リ公ニ従ヒ速ニ正士ノ冤罪を釈キ、少
 ク我等報國ノ赤心ヲ監察シ、偕ニ与ニ皇國ノ為メ
 鞠窮（躬）尽力スル事ヲ得ハ天下幸甚シキニ堪ヘス。
 括弧内の三字は写による。写には大和國治・後藤勇・
 鮫嶋広人の署名が添えられている。

他に資料「浪士ヨリ差越候書面中ニ有之左之箇条」が収
 められている。この文書は藩庁が取締に当る者の「心得」
 とするよう作成したもので、嘆願書中の三箇所に言及し
 ている。そのひとつの「敵ヲモ見スシテ出兵云々」（既出）
 については、「以前農兵ト申付置キ候近村之者共十五六人
 程船ニテ川筋へ相扣へ居り候処、異状コレナキニ付、引取
 申シ候」と述べている。これは藩庁が一堂の動きをかなり
 詳しく把握していた証左のひとつと考えられる。

日田県出張中日記

巡察使は明治四年三月六日付で諸藩の知事並に大少参
 事の一人に出頭を命じた。⁽⁸⁾ 佐伯藩では知事不快のため佐
 久間大参事・山口少参事が出頭することとし、同月十六
 日に日田県へ到着した。この文書は大参事が四月二日帰
 藩の途に着く迄の出来事を書きとめたものである（図
 3）。巡察使本営には、「浮浪之徒」取締のため十五藩の代
 表者が顔を揃えていた。佐伯藩へは同月廿日、井田参謀よ
 り幽閉九人を出頭させるよう指示があり、同月廿九日に
 は全員が日田へ到着した。引率した役人の一人、秋月新太
 郎は四月一日付で巡察使へ差出した書付の中で次のよう

二月十六日 在日田
 一 今より時源日田知事者杜者山口少参事
 日田巡察使佐伯中本参事四郎出頭す
 今般御用ニ候申座候身
 知事ニ至米事不可知事
 御意ニ應答事不快私至
 山林出渡此般申上候也

図3. 日田県出張中日記の冒頭部

に述べている。

元来右之者共藩ニ於テ不逞ノ徒・失意ノ輩ノミニテ、面^{おも}テニ正義ヲカリ、内ハ藩政ヲ誹謗シ、就テハ恐多^{おそ}モ朝政ヲ横議^{ちやうぎ}シ、浮浪ノ徒ト心ヲ合セ、之ニ遺ルニ金ヲ以テスルニ至ル、其申訳ヒタスラニ藩ノ為々々ト申シ聞ケ候工共、全ク己カ頑固ノ私見ヲ張り暴威ヲ募リ、種々ノ姦計・陰謀逐一露見仕リ候ニ付、昨冬十一月幽閉申シ付ケ伺ヒ奉リ（後略）

佐伯藩の一党に対する見解をここにはつきりと見る事ができる。

考察

毛利家資料の調査により、禁錮騒動の一党が幽閉以前に浪士（長州藩諸隊脱隊者）と深く係っていたことが明らかになった。これは郷土史家の文献ではかつて言及されたことのない新たな史実だと思われる。少し詳しく分析してみよう。

一 一党と浪士の関係

一党は初対面で浪士の信条を理解し、彼らを正義の徒と見做した。そして閏十月一日から僅かに一カ月と少し

であったが、工面した金子を贈り、危険を冒して潜伏の世話をした。出兵の要請は当初断つたが、後に長谷川らは参加も考慮した。高瀬悟や三木力への強引な勧誘もこのことが念頭にあったからだと考えられる。

一方、浪士は一党を彼らのよき理解者として全幅の信頼をおき、藩内を言われるままに黙々と移動・潜伏した。一党が幽閉されたと知るや、「諸藩有志中」の名で藩境の二地点から嘆願書を託し、一党の釈放を強く求めた。

一党が終始気に懸けていた浪士の一挙について、『修訂防長回天史』⁽¹³⁾は明治三年十一月十九日夜半、脱隊者・浮浪の徒数十人が豊後鶴崎方面より大嶋郡安下庄村付近に上陸、劫掠^{ごうりやく}したあと再び九州方面へ敗走したと記している。

一 浪士と諸藩有志中の正体

嘆願書の内容や古川の供述から推察すると、諸藩有志中は鶴崎の有終館^{いっしゅうかん}で文武の修業に励んだ者に長州藩脱隊者を加えた集団を指すと考えられる。

長州藩では藩知事に就任した許りの毛利元徳が明治二年十一月に、かつて倒幕で主導的役割を果たした奇兵隊をはじめ諸隊を解体して編制した常備兵二千人を朝廷の親兵にすることを建白し許可された⁽¹⁴⁾。このような急激な

兵制改革や欧化主義への急転換を不満とする諸隊は鋭く反応した。そのうち約二千人は山口を脱走、各地に屯して不穏な形勢となった。この脱隊騒動は同年十二月一日から始まり、翌三年一月から二月にかけて最高潮に達したため、藩はついに武力討伐に踏みきった。嘆願書に引用されている「照妖鏡」はこの辺りの動きを脱隊者の視点でよく伝えている。脱隊騒動の余燼は明治三年末迄くすぶり続け、残党は周辺地域に出没したが、結局崩れ去った。毛利到・高田源兵衛が熊本藩の許可を得て明治二年三月に開設した有終館も明治三年七月には突如解散を命じられた。毛利到は大楽源太郎ら長州藩の攘夷論者をかくまつた罪で入牢した。佐伯藩内に潜伏していた浪士のその後の消息も不明である。

一一党の第一義の目的は何であつたか

一党が毛利到に面会し、長州藩脱隊者に支援を惜しまなかつたのは、その信条に強い共感を覚えたからだろう。前報で一部引用した一党の「盟約文の大意」の根底には尊王攘夷（尊攘）論があることを窺わせたが、彼らがこの短い期間にとつた一連の行動によつて、その確証が得られた。幕末・維新时期にあつて国の将来を真剣に案じた者の

中で尊攘論が支持を得たことはよく理解できる。しかし僻遠の地にいる長州藩脱隊者や一党には、時代が朝廷を含め、攘夷から欧化へと想像を超える速度で変貌しつつあることを知る術もなく、反政府運動の廉で敗者となつて行つた。

では一党の藩政改革の進め方に対する異議・反対活動はどうなつたのであろうか。途中で彼らの活動方針に変化が生じたのか、それとも毛利家資料からは見えないだけで、藩政改革への反対活動は肅々と進められていたのであろうか。一党の第一義の目的に関する確証はまだ得られていない。

おわりに

佐伯の郷土史家は筆者を含め、禁錮騒動の一面しか見ていながつたようだ。今回毛利家資料の調査により、一党は長州藩脱隊者と深く係つていたことが判明したが、その活動の全貌は依然明らかでない。今後一党と藩政改革との関連を示す史料を収集・調査することにより、禁錮騒動の真相は初めて明らかになると考えられる。

最後に、毛利家資料の閲覧にあたり懇切に対応してい

ただいた佐伯市教育委員会文化振興課の皆様、様々なご支援と貴重なご助言をいただいた佐藤巧様（佐伯史談会）、藤田恒春様（NHK学園西宮オープンスクール）古文書を読む」講師）並びに阿部勝弘様（毛利空桑記念館館長）に謝意を表します。

【注】

- (1) 平山小文治編纂・増村隆也訳「鶴藩略史」（執筆年不詳）（増村隆也、鶴藩略史 第十二代高謙公、「佐伯史談」、第三十号、三〇五頁、一九六七）。
- (2) 佐藤蔵太郎（一八五五～一九四二）遺稿「佐伯藩士禁錮騒動之顛末記 全」（執筆年代不詳）、佐伯史教育委員会所蔵。
- (3) 増村隆也著『佐伯郷土史 後編』、佐伯印刷、一九五三。
- (4) 吉良 稔著『鶴谷城春秋記』、南海新報、一九七三。
- (5) 佐伯市史編さん委員会編『佐伯市史』、一九七四。
- (6) 佐伯史談会発行・編集『図説新佐伯志』、二〇〇八。
- (7) 鈴木友和、禁錮騒動再見、『佐伯史談』、第二二一号、一四四頁、二〇〇九。
- (8) 佐伯藩政史料「御用日記」、佐伯市教育委員会所蔵。

- (9) 「公文録」司法省之部 辛未十一月、国立公文書館所蔵。
- (10) 佐伯市教育委員会『毛利家資料調査報告書 工芸品・絵画・古文書』、二〇〇三。本書は佐伯市が毛利家から平成十年に寄託された遺品三千点余を数年かけて調査した成果の報告書である。

(11) 鹿毛基生著『毛利空桑』、大分県教育委員会編郷土の先覚者シリーズ第九集、一六七頁、一九七九。

(12) 大分市鶴崎地区文化財研究会『昭和六三年度研究紀要研究小報』第十一集、一〇七頁、一九八九。

(13) 末松謙澄著『修訂防長回天史』、一六八四頁、柏書房一九八〇。

(14) 山口県文化史編纂委員会『山口県文化史』、一九五一。

(15) 小林茂著『長州藩明治維新史研究』、未来社、一九六八。

(16) 照妖鏡の執筆者は「山口藩諸隊各中」、明治三年二月頃の執筆と考えられる。約三千八百字の稿本である。「姦臣共」が「皇国固有ノ制度ヲ悉ク廢棄シ、専ラ洋風ニ倣ヒ終ニ被髮脱刀ノ儀ニ至リ候」ことを痛烈に批判、殊に大村益次郎を「皇国ノ大奸賊」と称して糾弾しつつ、脱隊に至った経緯を詳述している。本書は一党にも強い影響を与えた。